

宮城県内初！

2016 年 2 月 25 日

利府町とセブン・イレブン・ジャパン、ヨークベニマル 『利府町高齢者等の見守り等に関する協定』を締結

～セブン・イレブンとヨークベニマルが利府町と連携し高齢者等の支援を推進～

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長 最高執行責任者〈COO〉：井阪 隆一）と株式会社ヨークベニマル（福島県郡山市、代表取締役社長：真船 幸夫）、は、2016 年 2 月 25 日、利府町（町長：鈴木 勝雄）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として『利府町高齢者等の見守り等に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、利府町とセブン・イレブン、ヨークベニマルが連携・協力して、地域の高齢者等の見守り活動や高齢者雇用、認知症サポーターの養成を通じて安全・安心な街づくりを目指すものです。

セブン・イレブン・ジャパン、ヨークベニマルとして、宮城県内の市町村との高齢者支援に関する協定の締結は、今回が初となります。

セブン・イレブンとヨークベニマルは、今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1. 協定の名称 『利府町高齢者等の見守り等に関する協定』

2. 協定締結日 2016 年 2 月 25 日（木）

3. 協定の趣旨

住民の高齢化や人口および世帯人数の減少等が進む中、利府町とセブン・イレブン、ヨークベニマルが連携し、高齢者等の見守り活動や高齢者雇用の促進、認知症サポーターの養成等を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。

4. 概要

- ・ 店舗営業時やお届けサービスの等の日常業務中に高齢者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際にと連携し対応する。
- ・ 高齢者雇用の促進
- ・ 認知症サポーター養成への協力 等

【店舗数】※2016 年 1 月末現在

セブン・イレブン：利府町内：4 店舗、宮城県内：376 店舗、国内：18,316 店舗

ヨークベニマル：利府町内：2 店舗、宮城県内：52 店舗、国内：205 店舗

以上

利府町高齢者等の見守り等に関する協定書

利府町（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「丙」という。）とは、利府町内（以下「対象地域」という。）における高齢者等の見守り等について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン・イレブン」（以下、「セブン・イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン・イレブン店を経営しており、第3条に基づく乙の推奨を応諾したオーナーが、対象となることを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、対象地域の高齢者等地域社会で支援する必要があると思われる者の生活の見守り活動や、認知症サポーターの養成、雇用の推進等（以下「高齢者等の支援活動」という。）について、甲、乙及び丙が相互に協力することにより、高齢者等の孤立化防止や雇用促進、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、関係機関等に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、高齢者等の支援活動の円滑な実施について、乙（オーナーが経営するセブン・イレブン店を含む）と各関係機関等との協力関係を作るため、必要な支援を行うものとする。

（乙及び丙の役割）

第3条 乙及び丙は、対象地域内の自己の事業所に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、別紙の取組について、誠実にこれを実行するものとする。なお、乙は、対象地域内のオーナーが経営するセブン・イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ、当該取組を実行することを推奨するものとする。

（免責）

第4条 乙（オーナーが経営するセブン・イレブン店を含む）及び丙は、別紙に定める連絡を行うことができなかった場合であっても、また、別紙に定める連絡を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも終了の意思表示が無いときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年2月25日

甲：宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

利府町長 鈴木 勝雄

乙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

丙：福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫